

地域公共交通利便増進事業とは

利便増進事業の概要

■地域公共交通ネットワークの再編や、運賃・ダイヤの改善など、利用者の利便増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業。

事業の内容（法第2条第13項、施行規則第9条の3）

- ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ② 他の種類の旅客運送事業への転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更
- ④ 運賃又は料金の設定
- ⑤ 運行回数又は運行時刻の設定
- ⑥ 共通乗車船券の発行
- ⑦ ①～⑥と併せて行う事業
 - ・乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善
 - ・交通結節施設における乗降場の改善
 - ・乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ・ICカード又は二次元コードの導入等
 - ・上記の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

事業スキーム

地方公共団体が関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域公共交通利便増進事業を位置づけ。

地方公共団体が、事業実施する事業者の同意を得たうえで、地域公共交通利便増進実施計画を作成。

国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置（事業認可等のみなし取得等）や国からの重点な支援（補助率の嵩上げ等）を受けることができる。

事業のイメージ（一例）

事業①

ハブ＆スポーク
型の路線再編



事業⑤

ラウンドダイヤ、
等間隔運行

